

特許権侵害差止請求控訴判決確定（勝訴確定）に関するお知らせ

株式会社ダイセル(本社：大阪市北区、代表取締役社長：小河義美)が被控訴人補助参加人として参加していた特許権侵害差止請求控訴審判決（2020年6月24日判決言い渡し）を不服として、原告である大塚製薬株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：井上眞、以下「大塚製薬」）が最高裁判所に対する上告受理申立て（令和2年（受）第1399号）を行っていましたが、同裁判所第一小法廷は2021年6月24日、上告受理申立て不受理の決定を下しました。

本訴訟は、大塚製薬が、被告企業の製品が原告保有の特許権(特許 5946489 号)を侵害するとして、製品の差止を求め、2017年10月20日に東京地方裁判所に提訴したものです。当社は、当該製品の原材料となるエクオール「フラボセル®EQ-5」を被告企業に対して販売していることから、被告補助参加人として本訴訟に第一審より参加してまいりました。

第一審の東京地方裁判所では2019年1月24日に当社を含む被告側が、また、第一審判決^{*1}を不服として大塚製薬が知的財産高等裁判所へ控訴した第二審では2020年6月24日に当社を含む被控訴人側が勝訴とする判決が言い渡されましたが^{*2}、大塚製薬は第二審の知的財産高等裁判所の判決を不服として、最高裁判所へ上告受理申立てを請求しておりました。このたび最高裁判所において、「本件を上告審として受理しない」との決定がなされ、「フラボセル® EQ-5」を含む当該製品が「本件発明の技術的範囲に属さない」とした東京地方裁判所の判決、およびこれを支持して控訴を棄却とした知的財産高等裁判所の判決が確定し、当社を含む被控訴人側の勝訴となりました。

当社は従来から、特許権など知的財産を重要な経営資源と位置づけ、知的財産を事業・研究開発活動と密に連携させております。また、第三者の正当な知的財産権を尊重するとともに、第三者に対しても、当社の知的財産権について尊重を求めています。当社は今後も特許事件に対しては毅然とした態度で臨み、引き続き、お客様に対して製品の安定供給を続けてまいります。

*1 2019年1月28日に当社よりプレスリリースをしております。

https://www.daicel.com/news/2019/20190128_86.html

*2 2020年6月25日に当社よりプレスリリースをしております。

https://www.daicel.com/news/2020/20200625_369.html

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社ダイセル

IR・広報室

TEL：03-6711-8121